

証券コード 9222

2023 年 6 月 13 日

(電子提供措置の開始日 2023 年 6 月 7 日)

株 主 各 位

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目 6 番 30 号

ディーグランツ仙台ビル 5 階

株式会社 manaby

代表取締役社長 岡崎 衛

第 7 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第 7 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第 325 条の 3 の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下 URL にアクセスのうえ、「IR 情報」より「IR ニュース」を選択いただき、ご確認くださいようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://manaby.co.jp/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、同封の返信用封筒にて 2023 年 6 月 27 日（火曜日）17 時までに到着するようご返送頂きたいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023 年 6 月 28 日（水曜日）午前 10 時 00 分
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 6 番 17 号トラッドビル 5 階
株式会社 manaby 東京支社 会議室

3. 目的事項

報告事項

第7期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第7期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役3名選任の件

第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定並びに発行委任の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://manaby.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第7期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第7期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類のご承認をお願いするものであります。議案の内容につきましては、添付書類（11頁から20頁まで）に記載のとおりであります。

なお、当社取締役会は、第7期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。また、監査役の意見は、添付書類21頁の監査報告書に記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

（1）変更の理由

当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（変更箇所は下線部分）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1～8 （条文省略） （新 設） <u>9</u> （条文省略）	（目的） 第2条 （現行通り） 1～8 （条文省略） <u>9</u> <u>労働者派遣事業</u> <u>10</u> （現行通り）

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏 名 (生年月日)	略歴、現在の当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	岡崎 衛 (1987年4月9日生)	2016年 当社設立、代表取締役社長に就任、現在に至る	840,800株
2	中俣 博之 (1984年10月3日生)	2008年 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2014年 株式会社LITALICO 取締役 2015年 株式会社ライトマップ取締役（現任）	5,000株

		2018 年 株式会社フロムスクラッチ（現データ X） 社外取締役（現任） 2019 年 株式会社 START 代表取締役（現任） 2020 年 SHOWROOM 株式会社社外取締役（現任） 2020 年 株式会社 SuppleX 代表取締役（現任） 2020 年 株式会社ギブリー社外取締役（現任） 2020 年 株式会社ハートネーション代表取締役（現任） 2021 年 当社社外取締役に就任、現在に至る 2022 年 株式会社代官山アイクリニック代表取締役 （現任） 2022 年 株式会社リーバー社外取締役（現任）	
3	萩原 博人 （1980 年 11 月 3 日生）	2004 年 日本生命保険相互会社入社 2013 年 株式会社 HGC 代表取締役 2020 年 ユニマック株式会社取締役 2020 年 ユニマック株式会社代表取締役 2021 年 株式会社 HGC ホールディングス代表取締役 2022 年 当社取締役に就任、現在に至る	—

注 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 中俣博之氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、経営全般やコーポレートガバナンス、障害福祉サービス業界に関する相当程度の経験・知見を有しており、取締役会においても、中長期的な企業成長の観点から積極的に意見を述べていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいています。これらのことから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
3. 中俣博之氏は社外取締役候補者であり、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって 2 年となります。
4. 当社は中俣博之氏との間で責任限度額を会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第 4 号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定並びに発行委任の件

当社の取締役に対し、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、並びに当該新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。また、当社の取締役の報酬額は、2022 年 6 月 28 日開催の第 6 回定時株主総会において年額 42,000 千円以内とご承認頂いておりますが、かかる報酬枠の範囲内で、会社法第 361 条第 1 項の規定に基づき、報酬等として下記ストックオプションとしての新株予約権 80 個を上限として、当該取締役に対し年額 10,400 千円の範囲で新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

また、割当個数及び下記以外で新株予約権発行時に割当契約に定める新株予約権の行使の条件については、取締役会にて決定いたします。現在の取締役は 3 名（うち社外取締役 1 名）であります。本株主総会における第 3 号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は 3 名（うち社外取締役 1 名）とな

ります。

なお、本新株予約権の行使価額については、当社の普通株式は東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しておりますが、流動性が高くない等の理由から、株式価値算定を行うことが望ましいと判断し、フリー・キャッシュ・フロー法により算出した株式価値を参考に 1 株 1,300 円に決定いたしました。

さらに、当社取締役会から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ておりますが、より慎重な手続きを経る観点から、本株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、ストックオプションとして新株予約権を発行することといたしました。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集を必要とするものの理由

当社取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容

別紙「第 2 回新株予約権発行要項」に記載のとおり

3. 新株予約権の数

80 個を上限とする。

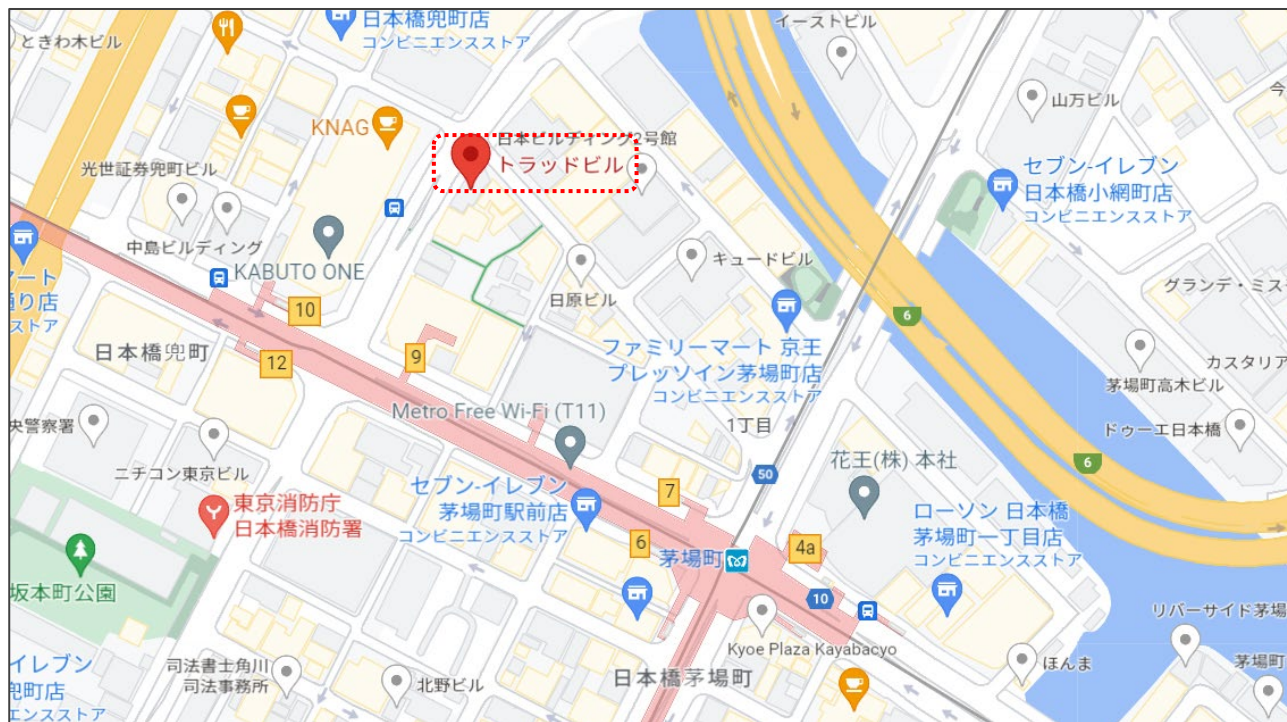
4. 新株予約権の払込金額

本新株予約権については、金銭の払込を要しないこととする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番17号 トラッドビル5階
株式会社 manaby 東京支社 会議室



会場最寄り駅 東京メトロ日比谷線・東西線「茅場町」駅 10番出口

(添付書類)

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症への対策へ万全を期し、経済社会活動の正常化が進み、下半期にはウィズコロナの下、政府による各種政策の効果もあり、景気回復が期待される状況下にあります。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが日本経済を下押しするリスクとして認識されております。また、資源、原材料および絵berger価格の高騰、供給面での制約の影響には十分な注意が必要な状況となっております。

一方で、当社の属する障害福祉サービス業界では、民間企業に雇用されている障害者数が2022年6月1日時点で61.3万人（対前年差1万6,712.0人、対前年比2.7%増）、実雇用率は2.25%（対前年比0.05ポイント増）と、いずれも19年連続で過去最高となっております。企業規模別にみても、雇用されている障害者の数は、43.5人～100人未満規模企業で66,001.0人（前年は64,25.0人）、100～300人未満で117,790.0人（同114,905.0人）、300～500人未満で52,239.5人（同51,657.5人）、500～1,000人未満で69,375.5人（同67,920.5人）、1,000人以上で308,522.0人（同299,048.0人）と全ての企業規模で前年より増加しております（出所：厚生労働省「令和4年障害者雇用状況の集計結果」）。さらには、厚生労働省は2023年1月18日、労働政策審議会障害者雇用分科会を開催し、障害者雇用促進法に基づき設定することとされている障害者雇用率（2021年3月以降現在まで民間企業では2.3%）を2024年度から2.5%、2026年度7月から2.7%と段階的に引き上げる方針が発表されており、引き続き、障害者雇用に対する高いニーズが見込まれております。

このような環境のもと、当社は就労支援事業を中心に、既存事業所での支援サービス品質の向上及び利用促進等の活動を行うとともに、奥洲物産運輸株式会社の就労移行支援事業である「manaby 相模原駅前事業所」「manaby 千葉中央事業所」「manaby 行徳駅前事業所」を2023年1月に譲り受け、直営事業所にすることにより、当社の就労支援事業における関東エリアでのサービス提供範囲の拡大及び本件事業に所属する就労移行支援のノウハウを有する人材の承継を行いました。また、既存事業所での利用促進等の活動を進めるとともに、事業拡大を見据えた人材育成・能力開発のための研修を実施し組織基盤の強化も推進してまいりました。今後の事業拡大を見据えた人材育成・能力開発のための研修を実施し組織基盤の強化を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は658,945千円（前年度比18.1%増）、営業損失78,041千円（前年度は8,375千円の営業損失）、経常損失78,957千円（前年度は10,098千円の経常損失）、当期純損失52,966千円（前年度は9,144千円の当期純損失）となりました。

なお、当社は、就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社におきましては、以下4点を対処すべき課題として認識しております。

① 就労支援事業における提供サービスの質の向上

当社の就労支援事業においては、慢性的な人材不足や全般的なボーダーレス社会の浸透を背景として、雇用主サイドの採用ニーズ、利用者サイドの就労ニーズが相互に拡大しており、対応する人材スキルの高度化及び多様化も進んでおります。これに対応するためには、提供サービスの品質の維持向上が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、eラーニングコンテンツの改善・拡充、社外専門家による支援スタッフへの助言機会の確保、研修制度の充実等を継続的に実施してまいります。

② 人材確保と人材育成

当社の就労支援事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社の事業運営にあたっては、優秀な人材の確保、育成及び定着が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、多様なキャリアパスや働き方を推奨する人事・労務制度の整備、新卒採用の積極化、人材育成と能力開発のための研修の実施、システムの活用等による業務負担の軽減、長時間労働防止施策の徹底、従業員専用相談窓口の活用等を継続的に実施してまいります。

③ 関係法令の遵守

当社の就労支援事業は、公的制度に基づいたサービス提供がほとんどであり、事業運営においては障害者総合支援法をはじめとした関係法令の遵守が前提となっていることから、コンプライアンス体制の整備・強化が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、法改正等の最新動向の把握、コンプライアンス研修の実施、内部監査や監査役監査での法令遵守状況の確認等、多様なコンプライアンス活動の推進に継続的に取り組んでまいります。

④ 収益源の多角化

当社の報告セグメントは就労支援事業の単一セグメントであり、当該事業のほとんどは障害者総合支援法等の法制度に依拠しているため、多角的な事業ポートフォリオの構築が当社の中長期

的な経営課題であると認識しております。

そのため、当社は今後、当社の事業ドメインにおける新規事業の拡大、就労支援事業におけるコンサルティング業務や M&A 等による収益源の多角化に積極的に取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第4期 (2020年3月期)	第5期 (2021年3月期)	第6期 (2022年3月期)	第7期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高	286,458	529,524	557,931	658,945
経常利益又は 経常損失 (△)	△59,961	71,284	△10,098	△78,957
当期純利益又は 当期純損失 (△)	△39,957	49,541	△9,144	△52,966
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△25.93	31.53	△5.82	△33.71
総資産額	198,683	304,778	828,839	721,407
純資産額	78,376	127,918	118,773	65,806
1株当たり純資産 (円)	49.89	81.42	75.60	41.88

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所及び就労継続支援 B 型事業所の運営を主軸とした就労支援事業

(9) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

仙台北社	宮城県仙台市
東京支社	東京都中央区

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数 (名)	前年度末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
110	21 名増加	34.8	2.0

(注) 上記のほか、臨時従業員の当事業年度における平均雇用人員は 1.5 人であります。

(11) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
独立行政法人福祉医療機構	337,000
株式会社青森銀行	101,494
株式会社七十七銀行	95,578

- (12) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023 年 3 月 31 日現在）

- （1）発行可能株式総数 6,284,000 株
- （2）発行済株式の総数 1,571,000 株
- （3）株主数 24 名
- （4）大株主（上位 10 名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
岡崎 衛	840,800	53.52
株式会社ユニークアイ	350,000	22.27
ユニマック株式会社	100,000	6.36
株式会社としすみ	96,000	6.11
株式会社 SEKAISHA	32,000	2.03
菊地 元太	30,000	1.90
齋 善晴	17,500	1.11
株式会社グローアップ	15,400	0.98
坂本 眞一郎	13,000	0.82
若新 雄純	12,500	0.79

（注）株式会社ユニークアイは、当社代表取締役社長である岡崎衛の資産管理会社であります。

- （5）当事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項
該当事項はありません。

- （6）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- （1）当事業年度の末日において取締役及び監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第 1 回新株予約権
新株予約権の数（個）	5,000
保有者数 当社社外取締役	1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000

新株予約権の行使期間	自 2023年2月20日 至 2031年2月19日
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までに禁固以上の刑に処されていないこと、及び所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出ていないことを要する。 ②新株予約権者は権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 ④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ⑤新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間の制限に加え、本新株予約権の割当決議日から2年を経過した日、または、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能日」という。）から権利行使できるものとする。 ⑥新株予約権者は、次の各号に掲げる期間においては、割り当てられた新株予約権の数に当該各号に掲げる割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち、1個未満の部分については切り上げるものとする。）を超える新株予約権については行使できないものとする。 1）権利行使可能日から権利行使可能日から1年を経過する日まで 50% 2）権利行使可能日から1年を経過した日から権利行使可能日から2年を経過する日まで 80% 3）権利行使可能日から2年を経過した日以降 100%

（2）当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当領域	重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 崎 衛	—	—
取締役副社長	萩 原 博 人	営業・コーポレート部門	—
取締役	中 俣 博 之	—	株式会社 START 代表取締役
監査役	神 先 孝 裕	—	株式会社ケップル代表取締役

- (注) 1. 取締役中俣博之は、社外取締役であります。
2. 監査役神先孝裕は、社外監査役であります。
3. 監査役神先孝裕は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、定款の定めにより、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
5. 2022年6月30日をもって、営業部門担当取締役高橋亮太氏は辞任いたしました。
6. 2022年12月31日をもって、コーポレート部門担当取締役河治惇一氏は辞任いたしました。

(2) 事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	37,050千円 (3,600千円)
監査役 (うち社外監査役)	1名 (1名)	2,160千円 (2,160千円)
合計 (うち社外役員)	6名 (2名)	39,210千円 (5,760千円)

- (注) 1. 使用人兼務役員はおりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2022年6月28日開催の定時株主総会において年額42,000千円以内と決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、2021年6月28日開催の定時株主総会において年額2,160千円以内と決議されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

いずれの社外役員においても、重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	中俣 博之	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席しております。長年にわたる会社役員としての豊富な経験と高い知識を有しており、総合的な観点及び企業経営者としての見地から意見や助言を述べている等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。
社外監査役	神先 孝裕	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席しております。また、内部監査担当とも定期的に情報交換を行い、取締役の職務執行をモニタリングするほか、税理士としての財務・会計に関する知識、会社経営に関する豊富な経験と高い知識に基づく見地から、有効かつ適正な監査を実施するとともに、必要に応じて意見や助言を述べております。

以 上

5. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化等を総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

貸 借 対 照 表

(2023 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	568,610	流動負債	164,607
現金及び預金	423,256	買掛金	5,421
売掛金	130,969	1 年内返済予定の長期借入金	61,560
前払費用	12,404	リース債務	661
未収還付法人税等	1,288	未払金	7,497
その他	691	未払費用	45,648
固定資産	152,796	未払法人税等	2,496
有形固定資産	9,677	契約負債	16,580
建物附属設備	4,848	賞与引当金	20,017
構築物	0	その他	4,723
工具、器具及び備品	1,384	固定負債	490,993
リース資産	3,444	長期借入金	485,512
無形固定資産	48,696	リース債務	3,189
ソフトウェア	4,641	その他	2,291
ソフトウェア仮勘定	5,968	負債合計	655,600
のれん	38,085	(純資産の部)	
投資その他の資産	94,423	株主資本	65,806
敷金	31,899	資本金	66,440
繰延税金資産	57,762	資本剰余金	50,300
その他	4,761	資本準備金	50,300
		利益剰余金	△50,933
		その他利益剰余金	△50,933
		繰越利益剰余金	△50,933
		純資産合計	65,806
資産合計	721,407	負債・純資産合計	721,407

損 益 計 算 書

(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		658,945
売上原価		533,614
売上総利益		125,331
販売費及び一般管理費		203,372
営業損失		78,041
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	4	
助成金収入	656	
保険解約返戻金	127	
雑収入	194	983
営業外費用		
支払利息	1,866	
雑損失	32	1,899
経常損失		78,957
特別利益		
補助金収入	4,656	
固定資産売却益	79	4,735
特別損失		
固定資産除却損	1,376	1,376
税引前当期純損失		75,598
法人税、住民税及び事業税	2,496	
法人税等調整額	△25,127	△22,631
当期純損失		52,966

株主資本等変動計算書

(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	66,440	50,300	50,300	2,032	2,032	118,773	118,773
当期変動額							
当期純損失 (△)				△52,966	△52,966	△52,966	△52,966
当期変動額合計	—	—	—	△52,966	△52,966	△52,966	△52,966
当期末残高	66,440	50,300	50,300	△50,933	△50,933	65,806	65,806

個別注記表

(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15 年

工具、器具及び備品 3～15 年

無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5 年（社内利用可能期間）

のれん 5～7 年

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日公表分）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、就労移行支援事業所の運営等による支援サービスの提供、フランチャイズ（CSP）加盟法人に対する経営指導及び店舗運営指導等を行っております。

支援サービスの提供による収益は、契約等に基づき顧客へサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

また、CSP 加盟法人に対する FC 権の付与により受領した収入（CSP 加盟金及びロイヤリティ収入）は、取引の実態に従って収益を認識しております。CSP 加盟契約締結時に CSP 加盟法人から受領する CSP 加盟金は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該 CSP 加盟契約の契約期間の経過に従って収益を認識しております。CSP ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用方針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産

- 1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 57,762 千円

- 2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

予算及び中期経営計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しており、予算及び中期経営計画は、一定の仮定を置いて策定しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額 7,488 千円

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 2.8%、当事業年度 1.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 97.2%、当事業年度 98.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

役員報酬	39,210	(単位：千円)
給料及び手当	22,603	
賞与引当金繰入	2,366	
外注費	19,479	
租税公課	21,213	
支払報酬料	24,304	
システム利用料	19,261	
減価償却費	883	
のれん償却費	3,892	

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	1,571,000	—	—	1,571,000
合計	1,571,000	—	—	1,571,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予 約権の 目的と なる株 式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業 年度末 残高 (千 円)
			当事業 年度期 首	当事業 年度増 加	当事業 年度減 少	当事業 年度末	
提出会社	第1回新株予約権（ストック・ オプションとしての新株予約 権）（注）1，2	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

（注）1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値（付与日における本源的価値）は0円であり、当事業年度末残高はありません。

2. 当事業年度末日におけるストック・オプションとしての新株予約権の目的となる株式の種類及び数は

普通株式

5,000 株

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
賞与引当金	6,915
未払事業税	—
資産除去債務	2,744
繰延資産	2,270
税務上の繰越欠損金	26,778
その他	2,692
繰延税金資産小計	41,401
評価性引当額	△2,744
繰延税金資産合計	38,656
繰延税金負債	
未収事業税	200
繰延税金負債合計	200
繰延税金資産の純額	38,455

(リース取引関係)

(借主側)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主に事務機器等であります。

② リース試算の減価

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の賃借契約に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額(a) (千円)	時価(b) (千円)	差額 (b)-(a) (千円)
敷金	31,899	30,684	△1,215
資産計	31,899	30,684	△1,215
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む。)	547,072	560,662	13,590
負債計	547,072	560,662	13,590

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金、売掛金、未収還付法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

敷金

敷金の時価については、過去の実績等から見積もった平均賃借期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略し

ております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 １０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
現金及び預金	423,256	—	—	—
売掛金	130,969	—	—	—
未収還付法人税等	1,288	—	—	—
合計	555,514	—	—	—

敷金 31,899 千円につきましては、返還期日を把握することが困難なため上表には含めておりません。

３．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期 借入金	61,560	57,682	51,052	47,100	40,433	289,245
合計	61,560	57,682	51,052	47,100	40,433	289,245

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価： レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	—	30,684	—	30,684
資産計	—	30,684	—	30,684
長期借入金 （１年内返済予定の長期借入金を含む。）	—	560,662	—	560,662
負債計	—	560,662	—	560,662

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価については、過去の実績等から見積もった平均賃借期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（関連当事者情報）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額	41 円 88 銭
１株当たり当期純利益	△33 円 71 銭

（重要な後発事項）

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年5月31日

株式会社 manaby

監査役 神先 孝裕 ㊞

以 上

別紙

第2回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数 80個

2. 本新株予約権については、金銭の払込を要しないこととする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 8000 株

新株予約権 1 個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は金 1300 円とする。

なお、割当日後、当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\begin{aligned} \text{調整後} \quad \text{行使価額} &= \text{調整前} \quad \text{行使価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \quad \text{新規発行の 1 株} \\ \text{株式数} \quad \times \quad \text{当たりの払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} + \end{array}} \\ &\quad \frac{1 \text{ 株当たりの時価}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}} \end{aligned}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。また、算式中の1株当たりの時価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月29日から2033年6月28日まで

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時まで禁固以上の刑に処されていないこと、及び所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出ていないことを要する。

② 新株予約権者は権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

⑤ 新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間の制限に加え、2025年6月29日（以下「権利行使可能日」という。）から本新株予約権を権利行使できるものとする。

⑥ 新株予約権者は、次の各号に掲げる期間においては、割り当てられた新株予約権の数に当該各号に掲げる割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち、1個未満の部分については切り上げるものとする。）

を超える新株予約権については行使できないものとする。

1) 権利行使可能日から1年を経過する日まで

50%

2) 権利行使可能日から1年を経過した日から権利行使可能日から2年を経過する日まで

80%

3) 権利行使可能日から2年を経過した日以降

100%

(7) 新株予約権の取得の条件

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、当社及び当社子会社の取締役、従業員でなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権を割り当てる日

2023年7月1日

(10) 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しないものとする。

(11) 合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合の新株予約権の取扱い

当社が、組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれ

ぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（１）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（２）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（３）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から上記（３）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（４）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記（６）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得の条件

上記（７）に準じて決定する。